○厚生労働省令第七十五号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十六号）及び健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十五年政令第百六十四号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節　療養の給付及び入院時食事療養費等の支給」を「第一節　通則（第五十二条の二）　第一節の二　療養の給付及び入院時食事療養費等の支給」に改める。

第二条の二中「関する事項」の下に「、協会が行う法第百九十八条第一項の規定による命令、質問及び検査に関する事項並びに健康保険委員（協会が管掌する健康保険事業の運営に協力して、協会が管掌する健康保険事業に関する国民の理解を高めるための啓発を行い、並びに協会が管掌する健康保険事業に関する事項につき被保険者からの相談に応じ、及び被保険者に対する助言その他の活動を行う者をいう。）に関する事項」を加える。

第三章中第一節を第一節の二に改め、同節の前に次の一節を加える。

第一節　通則

（法第五十三条の二の厚生労働省令で定める業務）

第五十二条の二　法第五十三条の二の厚生労働省令で定める業務は、当該法人における従業員（同条に規定する法人の役員以外の者をいう。）が従事する業務と同一であると認められるものとする。

第百五十九条第一項ただし書中「第一号」の下に「、第二号」を加える。

附則第一条の三の次に次の一条を加える。

第一条の四　平成二十五年度及び平成二十六年度においては、第百三十五条の七中「準備金の積立ての予定額及び同号」とあるのは「同号」と、同条第一号中「準備金の積立ての予定額を控除した額に同号」とあるのは「同号」と、「額を加えた額」とあるのは「額」とする。

様式第二十五号（裏面）中「同項の規定による当該職員」の次に「（第二百四条の五第二項において読み替えて適用される第百九十八条第一項に規定する機構の職員及び第二百四条の八第二項において読み替えて適用される第百九十八条第一項に規定する協会の職員を含む。次条において同じ。）」を加え、「若しくは同項」を「若しくは第百九十八条第一項」に、「又は日本年金機構」を「、日本年金機構又は全国健康保険協会」に改める。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

様式第十三号（表面）中「の職員」の次に「及び第百五十三条の六の三第二項において読み替えて適用される第百四十六条第一項に規定する協会の職員」を加え、「若しくは同項」を「若しくは第百四十六条第一項」に改め、同様式（裏面）中「又は日本年金機構理事長」を「、日本年金機構又は全国健康保険協会」に改める。

（国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部改正）

第三条　国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「旧組合別財政力指数（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令（平成二十四年政令第七十五号）第一条の規定による改正前の算定政令第五条第七項に規定する組合別財政力指数をいう。以下この号及び附則第四条の五において」を「組合別財政力指数（算定政令附則第十四条の二又は第十四条の三の規定により読み替えて適用される算定政令第五条第四項第二号ロ(1)に規定する組合別財政力指数をいう。以下」に改め、同項の表中「旧組合別財政力指数」を「組合別財政力指数」に改める。

附則第四条の五（見出しを含む。）中「第十三条、第十四条の二及び第二十三条の規定により読み替えられた」を「第十四条の二又は第十四条の三の規定により読み替えて適用される」に改め、同条中「旧組合別財政力指数」を「組合別財政力指数」に改め、同条の表中「旧組合別財政力指数」を「組合別財政力指数」に改め、同条を附則第四条の七とし、附則第四条の四の次に次の二条を加える。

（組合別財政力指数の基準となる年度）

第四条の五　算定政令附則第十四条の二又は第十四条の三の規定により読み替えて適用される算定政令第五条第四項第二号ロ(1)に規定する基準となる年度は、平成二十一年度とする。

（組合別財政力指数）

第四条の六　組合別財政力指数は、次の式により算定した数値とする。

組合が行う国民健康保険の被保険者一人当たりの療養の給付に要した費用の額、療養費の額並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、当該組合に係る前期高齢者交付金を控除した額）に七分の十を乗じて得た額の合算額

×

当該組合の被保険者一人当たりの療養の給付についての療養に要した費用の額、療養費の額並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、当該組合の被保険者一人当たりの前期高齢者交付金を控除した額）に七分の十を乗じて得た額の合算額

÷

市町村が行う国民健康保険の被保険者一人当たりの所得の額を基準として厚生労働大臣が定める額

組合が行う国民健康保険の被保険者一人当たりの所得の額

2　前項の式において「当該組合の被保険者一人当たりの所得の額」とは、当該組合の前条に規定する基準となる年度（以下この項において「基準年度」という。）の五月一日における被保険者に係る基準年度の前年の地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額を当該組合の基準年度の五月一日における被保険者の数で除して得た額をいい、「組合が行う国民健康保険の被保険者一人当たりの所得の額」とは、基準年度の五月一日における組合の被保険者に係る基準年度の前年の地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額を組合の基準年度の五月一日における被保険者の数で除して得た額をいい、「組合が行う国民健康保険の被保険者一人当たりの療養の給付に要した費用の額、療養費の支給についての療養に要した費用の額並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合にあつては、当該組合の被保険者一人当たりの前期高齢者交付金を控除した額）」とは、組合が行う国民健康保険の被保険者一人当たりの前期高齢者交付金を控除した額）に七分の十を乗じて得た額の合算額」とは、組合の被保険者に係る基準年度の療養の給付に要した費用の額（規約に基づき年齢その他の事由により被保険者の全部又は一部について一部負担金の割合を軽減している組合にあつては、別に定めるところにより算定した額とする。以下この項において同じ。）、療養費の支給についての療養につき算定した費用の額並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額（前期高